



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年10月23日(火) 第9645号

目次

ページ

告 示

- 産業廃棄物処理施設の設置許可申請(廃棄物・リサイクル課) 2
- 種畜の階級の判定基準の廃止(畜産課) 2
- 道路の区域変更(道路管理課) 2
- 道路の供用開始(同) 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) 3
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(下水環境課) 4

選挙管理委員会告示

- 政治団体の名称等 5
- 政治団体の異動事項 5
- 資金管理団体の名称等 6
- 資金管理団体の異動事項 6

落 札

- 落札者等の決定(警察本部会計課) 7

正 誤

- 平成30年10月12日付け公告(コンベンション推進課) 7

■ 告 示

◎群馬県告示第289号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設設置許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示し、当該申請書及び同条第3項に規定する書類を公衆の縦覧に供する。

なお、この告示に係る廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、群馬県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成30年10月23日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 桐生市新里町新川1852番地1 有限会社満山資源 取締役 山上利行
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 桐生市新里町奥沢字入山584番、585番、宇唐池590番1、597番1、597番2、598番1、598番2、599番1、599番2、600番1
- 3 産業廃棄物処理施設の種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第14号ロに掲げる安定型最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 ①廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板及び廃容器包装を除く。)、②ゴムくず、③金属くず(自動車等破砕物、廃プリント配線板及び廃容器包装を除く。)、④ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃ブラウン管、廃容器包装及び廃石膏ボードを除く。)、⑤がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 5 申請年月日 平成30年6月27日
- 6 縦覧の場所 群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課、群馬県東部環境事務所、桐生市環境課及び桐生市新里支所市民生活課
- 7 縦覧の期間 平成30年10月23日から同年11月22日まで

◎群馬県告示第290号

種畜の階級の判定基準(昭和45年群馬県告示第224号)は廃止し、平成28年2月16日から適用する。

平成30年10月23日

群馬県知事 大澤 正 明

◎群馬県告示第291号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月23日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	下久屋渋川線	渋川市赤城町棚下字大岩904番の5地先から同市同字同904番の7地先まで	前	5.1~6.3	80.0
			後	11.9~22.1	80.0
		渋川市赤城町長井小川田字乙鳥山4614番の2地先内	前	6.0	11.8
			後	6.0~16.8	11.8
		渋川市赤城町長井小川田字乙鳥山4585番の19地先内	前	5.0	11.3
			後	16.9~22.5	11.3

◎群馬県告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月23日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	下久屋渋川線	渋川市赤城町棚下字大岩904番の5地先から同市同字同904番の7地先まで	平成30年10月23日
		渋川市赤城町長井小川田字乙鳥山4614番の2地先内	
		渋川市赤城町長井小川田字乙鳥山4585番の19地先内	

◎群馬県告示第293号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

平成30年10月23日

群馬県知事 大澤 正 明

宮本町三丁目1-2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱1号と急傾斜地崩壊危険区域の指定の告示(平成16年群馬県告示第123号)で指定した老人ホーム脇急傾斜地崩壊危険区域の標柱1号と同告示で指定した同区域の標柱17号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱2号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱9号と1号とを結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
1	桐生市		宮本町三丁目		2839番1
2	同		同		1654番2
3	同		同		1446番1地先水路敷
4	同		同		2665番1
5	同		同		同
6	同		同		同
7	同		同		同
8	同		同		2839番2

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県桐生土木事務所において縦覧に供する。

◎群馬県告示第294号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、太田都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年10月23日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 施行者の名称 太田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 太田都市計画下水道事業 太田市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和41年7月28日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 汚水

ア 収用の部分 変更なし

イ 使用の部分 昭和41年建設省告示第2393号、昭和47年群馬県告示第12号、昭和51年群馬県告示第239号、昭和57年群馬県告示第808号、昭和62年群馬県告示第751号、平成5年群馬県告示第112号、平成10年群馬県告示第236号、平成14年群馬県告示第482号、平成20年群馬県告示第173号及び平成26年群馬県告示第133号の事業地を次のとおり変更する。

下浜田町、福沢町及び富沢町において事業地を一部追加する。

(2) 雨水

ア 収用の部分 変更なし

イ 使用の部分 変更なし

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第71号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成30年10月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
くわばら宏明とみなかみ町は変わる。を証明する会	栗原秀秋	栗原紋子	利根郡みなかみ町月夜野185-4
	平成30年9月3日		
長正祐後援会	長正祐	野村昭雄	太田市南矢島町408
	平成30年9月25日		
東毛企業懇話会	鯨井博	岡美枝子	太田市龍舞町2235-2
	平成30年9月14日		
丹羽あゆみと歩む会	丹羽あゆみ	押田将成	みどり市笠懸町阿左美1071-25
	平成30年9月13日		
松本次男後援会	松本次男	武井勇三	安中市松井田町五料319-2
	平成30年9月10日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第72号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成30年10月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
板倉正和後援会	政治団体の名称	板倉正和後援会	板倉和男後援会	平成30年9月10日
	代表者の氏名	板倉正和	板倉和男	平成30年9月10日

群馬県珠算普及政治連盟	会計責任者の氏名	松田紀彦	吉原義秀	平成30年7月1日
全宇宙連合地球国家党	政治団体の名称	全宇宙連合地球国家党	宇宙連合地球国家党	平成30年9月26日
外丸茂樹後援会	主たる事務所の所在地	吾妻郡中之条町伊勢町1085-1	吾妻郡中之条町市城1199	平成30年9月8日
MELON群馬社会活動委員会	代表者の氏名	貞廣洋介	外村謙介	平成30年9月1日
	会計責任者の氏名	嶋田将士	梅津清	平成30年9月1日
日本弁護士政治連盟群馬支部	代表者の氏名	小林優公	高橋伸二	平成30年9月1日

◎群馬県選挙管理委員会告示第73号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成30年10月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

資金管理団体の届出をした者の氏名（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
長正祐	太田市議会議員	長正祐後援会	太田市南矢島町408	平成30年9月19日

◎群馬県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成30年10月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

法第19条第3項第3号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
板倉正和	板倉正和後援会	政治団体の名称	板倉正和後援会	板倉和男後援会	平成30年9月10日

		代表者の氏名	板倉正和	板倉和男	平成30年 9月10日
大山孝志	幸せ叶う党	公職の種類	館林市長	館林市議会議員	平成30年 9月19日

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

平成30年10月23日

群馬県警察本部長 松坂規生

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 県警ヘリコプター「あかぎ」アグスタ式A109E型の耐空証明更新整備及び無線局(航空機局)の定期検査更新整備 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 平成30年8月22日
- 4 落札者の名称及び所在地 中日本航空株式会社 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2番地
- 5 落札金額 31,320,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成30年7月10日
- 8 契約方法 総価契約

■ 正誤

○公告正誤

平成30年10月12日付け公告(指定管理者の指定)

発行番号	ページ	行	誤	正
第9642号	17	18	2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 (1) 名称 Gメッセ運営共同事業体 (2) 主たる事務所の所在地 東京都千代田区三番町2番地 3 指定管理者の代表者及び構成者
	18	1	3 指定の期間	4 指定の期間

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111